

令和 3 年

第 1 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第1回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年1月12日（火曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中1名出席

5 議事

- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第3号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 1 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお祈りします。令和 3 年最初の委員会ですが、新型コロナウイルス感染防止のため農地利用最適化推進委員の出席を行わず変則的な総会となりますが、本年も、農業委員、農地利用最適化推進委員一丸となって委員会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 6 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 17 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 3 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 7 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 9 件、利用権の設定 33 件、使用貸借権の設定 5 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 3 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、13 番委員、14 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 1 号の 17 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 17 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 報告第 1 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。続きまして、議案第 1 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 3 件、4 条 1 件、5 条 7 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 1 号農地法第 3 条による許可申請の 3 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 3 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条3件は決定します。
つづきまして、第4条1件、第5条7件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第1号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の7件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位7番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた16番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

16番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分1種農地と2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南西へ約1.6kmのところになります。申請面積は400㎡で、農業機械の大型化等により農機具置場が狭いため農機具置場を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。農業用施設なので許可相当と判断しております。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南西へ約2.0kmのところになります。隣接宅地への進入通路が狭いので、申請面積113㎡を、通路として転用するものです。農地区分は、南へ農地の広がり10ヘクタール以上ありますので、第1種農地となりますが、住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約1.3kmのところになります。申請面積331㎡の敷地に、個人住宅(建築面積84㎡)を建設するものです。農地区分は、南へ農地の広がり10ヘクタール以上ありますので、第1種農地となりますが、住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ、約400mのところになります。

申請面積331㎡の敷地に、個人住宅（建築面積59㎡）を建設するものです。

農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。

- 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から北西へ、約800mのところになります。申請面積

478㎡の敷地に、個人住宅（建築面積70㎡）を建設するものです。農地

区分は、北へ農地の広がり10ヘクタール以上ありますので、第1種農地と

なりますが、住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。

- 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から南東へ、約270mのところになります。申請面積

298㎡の敷地に、個人住宅（建築面積105㎡）を建設するものです。農

地区分は、JR赤水駅から300m以内の第3種農地となり、原則許可の判断

となります。

- 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北東へ約2,5kmのところになります。

申請面積は179㎡で、集落内で建築業を営んでいる申請者の事業拡大により

資材置場が不足しているため、資材置場を計画するものです。農地区分は、

農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

- 5条順位7番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北東へ約2,5kmのところになります。

申請面積は150㎡で、駐車場を計画するうえで、隣接する宅地の面積が手狭

なため、今回、宅地拡張を計画するものです。農地区分は、農地の広がり

10ヘクタール未満の第2種農地です。

以上で現地調査の報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件

について許可相当と判断しております。ご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、
ございませんか。

(発言なし)

議長 4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相
当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条7件は決定します。

これで議案第1号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号所有権移転の 9 件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位 1 番から 9 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第 2 号の所有権移転について何か質問はありませんか。

13 番委員 順位 1 番の売買単価が 1 反当たり 60 万と 50 万と違いがありますが何か理由がありますか。また、順位 5、6 番の案件の当たりの単価 80 万円、順位 8 番の当たり 40 万について教えてください。

事務局 順位 1 番の単価の違いについては、50 万の田については、湿田のため収量が落ちるのでこの単価と聞いております。順位 5・6 番については、周辺の取引価格と取得予定者の必要性からこの単価となっております。順位 8 番については、畑地ですので 40 万円であり取得予定者との協議の上の単価となっております。

13 番委員 わかりました

議長 他に質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転 9 件は決定します。

議長 次に議案 2 号 2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第 2 号 2 番の利用権設定の 33 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 33 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第 2 号 2 番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定 33 件は決定します。

議長 次に議案 2 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 2 号 3 番の使用貸借権設定の 5 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 5 番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第 2 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は

ありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定 5 件は決定します。

これで議案第 2 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 3 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 3 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 5 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と 21 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と 18 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 3 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 3 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。